

新	旧	備考
<p style="text-align: center;">貿易一般保険運用規程</p> <p>平成 13 年 4 月 1 日 01-制度-00034 沿革 平成 14 年 1 月 25 日 一部改正 平成 14 年 2 月 20 日 一部改正 平成 14 年 3 月 19 日 一部改正 平成 14 年 9 月 11 日 一部改正 平成 14 年 11 月 14 日 一部改正 平成 15 年 3 月 14 日 一部改正 平成 16 年 4 月 1 日 一部改正 平成 16 年 4 月 16 日 一部改正 平成 16 年 9 月 28 日 一部改正 平成 17 年 3 月 29 日 一部改正 平成 17 年 9 月 16 日 一部改正 平成 18 年 3 月 20 日 一部改正 平成 18 年 9 月 25 日 一部改正 平成 18 年 11 月 29 日 一部改正 平成 18 年 12 月 27 日 一部改正 平成 19 年 2 月 27 日 一部改正 平成 19 年 6 月 21 日 一部改正 平成 20 年 3 月 21 日 一部改正 平成 20 年 9 月 19 日 一部改正 <u>平成 21 年 3 月 19 日 一部改正</u></p> <p>(定義) 第 1 条 本規程及び証券において使用される用語の定義は、貿易保険法(昭和 25 年法律第 67 号。以下「法」という。)及び貿易一般保険約款(以下「約款」とい</p>	<p style="text-align: center;">貿易一般保険運用規程</p> <p>平成 13 年 4 月 1 日 01-制度-00034 沿革 平成 14 年 1 月 25 日 一部改正 平成 14 年 2 月 20 日 一部改正 平成 14 年 3 月 19 日 一部改正 平成 14 年 9 月 11 日 一部改正 平成 14 年 11 月 14 日 一部改正 平成 15 年 3 月 14 日 一部改正 平成 16 年 4 月 1 日 一部改正 平成 16 年 4 月 16 日 一部改正 平成 16 年 9 月 28 日 一部改正 平成 17 年 3 月 29 日 一部改正 平成 17 年 9 月 16 日 一部改正 平成 18 年 3 月 20 日 一部改正 平成 18 年 9 月 25 日 一部改正 平成 18 年 11 月 29 日 一部改正 平成 18 年 12 月 27 日 一部改正 平成 19 年 2 月 27 日 一部改正 平成 19 年 6 月 21 日 一部改正 平成 20 年 3 月 21 日 一部改正 平成 20 年 9 月 19 日 一部改正</p> <p>(定義) 第 1 条 本規程及び証券において使用される用語の定義は、貿易保険法(昭和 25 年法律第 67 号。以下「法」という。)及び貿易一般保険約款(以下「約款」とい</p>	

新	旧	備考
<p>う。)によるもののほか、特に定義されている場合を除き次の各号とする。</p> <p>一～十六 (略)</p> <p>十七 「包括特約書」とは、貿易一般保険包括保険(鋼材)特約書、貿易一般保険包括保険(化学品)特約書、貿易一般保険包括保険(機械設備)特約書、貿易一般保険包括保険(船舶)特約書、貿易一般保険包括保険(鉄道車両)特約書、貿易一般保険包括保険(企業総合)特約書及び貿易一般保険包括保険(技術提供契約等)特約書をいう。</p> <p>十八・十九 (略)</p> <p>第2条～第6条 (略)</p> <p>(保険期間終了日等の扱い)</p> <p>第7条 約款第11条第2項第1号に規定する日本貿易保険がてん補の責任を負う期間の終了日は、証券記載の船積期日から3月後の日とする。ただし、貿易一般保険包括保険(鋼材)特約書又は貿易一般保険包括保険(化学品)特約書に係る保険契約にあっては、この限りでない。</p> <p>2 船積期日の3月以内の短縮に係る保険期間の変更申請は、これを承認しない。</p> <p>第8条～第21条 (略)</p> <p>(外貨建対応特約の対象要件)</p> <p>第22条 貿易一般保険(外貨建対応方式)特約書(以下「外貨建特約書」という。)の対象となる保険契約は、貿易一般保険包括保険(鋼材)特約書又は貿易一般保険包括保険(化学品)特約書に基づき締結されるもの以外のものとする。</p> <p>2 外貨建特約書の対象となる外貨は、アメリカ合衆国ドル又はユーロとする。</p> <p>第23条～第49条 (略)</p>	<p>う。)によるもののほか、特に定義されている場合を除き次の各号とする。</p> <p>一～十六 (略)</p> <p>十七 「包括特約書」とは、<u>貿易一般保険包括保険(繊維品)特約書</u>、貿易一般保険包括保険(鋼材)特約書、貿易一般保険包括保険(化学品)特約書、貿易一般保険包括保険(機械設備)特約書、貿易一般保険包括保険(船舶)特約書、貿易一般保険包括保険(鉄道車両)特約書、貿易一般保険包括保険(企業総合)特約書及び貿易一般保険包括保険(技術提供契約等)特約書をいう。</p> <p>十八・十九 (略)</p> <p>第2条～第6条 (略)</p> <p>(保険期間終了日等の扱い)</p> <p>第7条 約款第11条第2項第1号に規定する日本貿易保険がてん補の責任を負う期間の終了日は、証券記載の船積期日から3月後の日とする。ただし、<u>貿易一般保険包括保険(繊維品)特約書</u>、貿易一般保険包括保険(鋼材)特約書又は貿易一般保険包括保険(化学品)特約書に係る保険契約にあっては、この限りでない。</p> <p>2 船積期日の3月以内の短縮に係る保険期間の変更申請は、これを承認しない。</p> <p>第8条～第21条 (略)</p> <p>(外貨建対応特約の対象要件)</p> <p>第22条 貿易一般保険(外貨建対応方式)特約書(以下「外貨建特約書」という。)の対象となる保険契約は、<u>貿易一般保険包括保険(繊維品)特約書</u>、貿易一般保険包括保険(鋼材)特約書又は貿易一般保険包括保険(化学品)特約書に基づき締結されるもの以外のものとする。</p> <p>2 外貨建特約書の対象となる外貨は、アメリカ合衆国ドル又はユーロとする。</p> <p>第23条～第49条 (略)</p>	

新	旧	備考												
	<p><u>(損失額の算定基準等の取扱い)</u></p> <p><u>第50条 貿易一般保険包括保険(繊維品)特約書に基づく保険契約に係る約款第5条の規定による損失額の算定等の取扱いは、次の各号とする。</u></p> <p><u>一 船積諸掛等の算定方式等について</u></p> <p><u>保険金請求のうち、船積諸掛(船積基本料金、通関手続取扱料及び検量証明書発行手数料)倉庫料及び入出庫料(以下「船積諸掛等」という。)の取扱いは、次の各号とする。</u></p> <p><u>イ 船積諸掛等の算定方式は下表のとおりとする。</u></p> <p><u>(保険金請求手続の簡素化による定額算定方式)</u></p> <table border="1" data-bbox="1008 654 1769 1228"> <thead> <tr> <th data-bbox="1008 654 1120 758"><u>区 分</u></th> <th data-bbox="1120 654 1288 758"></th> <th data-bbox="1288 654 1523 758"><u>算定方式</u></th> <th data-bbox="1523 654 1769 758"><u>備 考</u></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1008 758 1120 1005"><u>FOB</u></td> <td data-bbox="1120 758 1288 1005"><u>(イ)営業倉庫扱のもの</u></td> <td data-bbox="1288 758 1523 1005"><u>船積基本料金×容積+(ト)</u> <u>(通関手続取扱料+検量証明書発行手数料)×件数</u></td> <td data-bbox="1523 758 1769 1005"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1008 1005 1120 1228"><u>Charge</u></td> <td data-bbox="1120 1005 1288 1228"><u>(ロ)上屋扱のもの</u></td> <td data-bbox="1288 1005 1523 1228"><u>船積基本料金×容積+(ト)</u> <u>(通関手続取扱料+検量証明書発行手数料)×件数</u></td> <td data-bbox="1523 1005 1769 1228"></td> </tr> </tbody> </table>	<u>区 分</u>		<u>算定方式</u>	<u>備 考</u>	<u>FOB</u>	<u>(イ)営業倉庫扱のもの</u>	<u>船積基本料金×容積+(ト)</u> <u>(通関手続取扱料+検量証明書発行手数料)×件数</u>		<u>Charge</u>	<u>(ロ)上屋扱のもの</u>	<u>船積基本料金×容積+(ト)</u> <u>(通関手続取扱料+検量証明書発行手数料)×件数</u>		
<u>区 分</u>		<u>算定方式</u>	<u>備 考</u>											
<u>FOB</u>	<u>(イ)営業倉庫扱のもの</u>	<u>船積基本料金×容積+(ト)</u> <u>(通関手続取扱料+検量証明書発行手数料)×件数</u>												
<u>Charge</u>	<u>(ロ)上屋扱のもの</u>	<u>船積基本料金×容積+(ト)</u> <u>(通関手続取扱料+検量証明書発行手数料)×件数</u>												

新	旧				備考
	倉庫保管料	<u>(イ)営業倉庫扱のもの</u> <u>(ロ)上屋扱のもの</u>	<u>(従価率×寄託金額+従量率×容積)</u> <u>(並)</u> <u>×保管期数</u> <u>(基本料金×容積)</u> <u>(ト)</u> <u>×保管日数</u>	<u>1 保管期数、保管日数は使用料率の規定による。</u> <u>2 寄託金額は供給価額の80%とする。</u>	
入庫料		<u>(イ)営業倉庫扱のもの</u>	<u>基本料率×容積</u> <u>(並)</u>		
出庫料		<u>(ロ)上屋扱のもの</u>	<u>基本料率×容積</u> <u>(並)</u>		
<p><u>ロ 適用料率は、当該輸出貨物を輸出し又は輸出すべき時期において、当該港において、使用される料率表による。</u></p> <p><u>ハ 船積諸掛等については、保険金請求にあたって費用の算定の根拠となるべき書類（数量、保管期間を証明する書類）を添付するものとし、計算書、請求書、受領書の添付を要しない。</u></p> <p><u>二 間接経費をてん補しうる場合及び算入すべき間接経費の額について</u> <u>てん補額の算定に際し、間接経費をてん補しうる場合及び算入すべき間接経費の額は、次のとおりとする。</u></p> <p><u>イ 間接経費は、当該貨物を引取った場合（未加工引取の場合を含む。）に限りてん補する。</u></p> <p><u>ロ てん補額に算入すべき間接経費の額は、保険事故を生じた輸出契約に係る買手当の貨物（以下「事故貨物」という。）につき、当該事故貨物の供給契約（加工契約を含む。以下同じ。）の代金の額の100分の2の間接経費率を乗じて得た金額とする。</u></p> <p><u>ハ イにより算定した間接経費の額が事故貨物の輸出契約に基づく代金の額が</u></p>					

新	旧	備考				
	<p><u>ら当該貨物の供給契約に基づく代金の額を控除した残額を超えるときは、当該残額を限度として算入する。</u></p> <p><u>二 金利については、てん補額算定にあたり算入しない。</u></p> <p><u>三 損失額の算定基準について</u> <u>損失額の算定の基礎として輸出者が輸出契約を履行するため支出を要した費用の額を算定する必要がある場合において、当該輸出契約の締結に際しその採算の基礎となったものと推定される費用の支出見込額をもって当該輸出契約を履行するため支出を要した費用の額とすることが妥当と認められるときは、当該支出見込額を基礎として損失額を算定するものとし、その基準は次のとおりとする。</u></p> <p><u>イ 次のいずれかに該当する輸出契約に係る保険契約の損失額の算定については、ロ及びハのとおり取り扱う。</u></p> <p><u>下表に掲げる貨物を生地買い(生地買い賃加工を含む。)の方法により輸出するもの</u> <u>下表に掲げる貨物を糸買い賃加工の方法により輸出するもの(当該損失に係る約款第4条第1号から第13号のいずれかに該当する事由(以下「てん補事由」という。)が発生したときに、当該輸出契約に充当される貨物が糸の状態にあるものを除く。)</u></p> <table border="1" data-bbox="981 1002 1778 1431"> <thead> <tr> <th data-bbox="981 1002 1108 1050">貨物の名称</th> <th data-bbox="1108 1002 1778 1050">貨物の内訳</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="981 1050 1108 1431">綿織物</td> <td data-bbox="1108 1050 1778 1431"> <p><u>1. 次に掲げるスイッチ品及びこれらの同規格品</u> <u>金巾(203、204、206、208、225及び2210に限る。)</u> <u>ポプリン(215及び220に限る。)</u> <u>細布(223に限る。)</u> <u>ネル(261及びその類似品であって整理前の幅が44インチのものに限る。)</u></p> <p><u>2. 使用糸が40番手で打込本数が131本の金巾であって、整理前の幅が38インチ又は44インチのもの</u></p> <p><u>3. 使用糸が40番手で打込本数が190本、195本又は205本のポプリン</u></p> </td> </tr> </tbody> </table>	貨物の名称	貨物の内訳	綿織物	<p><u>1. 次に掲げるスイッチ品及びこれらの同規格品</u> <u>金巾(203、204、206、208、225及び2210に限る。)</u> <u>ポプリン(215及び220に限る。)</u> <u>細布(223に限る。)</u> <u>ネル(261及びその類似品であって整理前の幅が44インチのものに限る。)</u></p> <p><u>2. 使用糸が40番手で打込本数が131本の金巾であって、整理前の幅が38インチ又は44インチのもの</u></p> <p><u>3. 使用糸が40番手で打込本数が190本、195本又は205本のポプリン</u></p>	
貨物の名称	貨物の内訳					
綿織物	<p><u>1. 次に掲げるスイッチ品及びこれらの同規格品</u> <u>金巾(203、204、206、208、225及び2210に限る。)</u> <u>ポプリン(215及び220に限る。)</u> <u>細布(223に限る。)</u> <u>ネル(261及びその類似品であって整理前の幅が44インチのものに限る。)</u></p> <p><u>2. 使用糸が40番手で打込本数が131本の金巾であって、整理前の幅が38インチ又は44インチのもの</u></p> <p><u>3. 使用糸が40番手で打込本数が190本、195本又は205本のポプリン</u></p>					

新	旧	備考
	<p><u>人絹織物</u></p> <p>1. <u>次に掲げる人絹織物であって、整理後の幅が36インチのもの</u> <u>3200朱子及び3600朱子</u> <u>MMA消平</u> <u>フジエット</u> <u>2800綾及び3200綾</u> <u>チエリーボイル</u> <u>使用糸が75デニールのパレス</u> <u>ダイアファニー</u> <u>使用糸が75デニールのジョーゼット</u> <u>使用糸が75デニールのMBシーア</u></p> <p>2. <u>整理後の幅が29インチのISA</u></p> <p><u>スフ織物</u></p> <p>1. <u>次に掲げるスフツチ品</u> <u>モスリン（5001、5004、5005、5006及び5009に限る。）</u> <u>サージ（5314に限る。）</u> <u>シャーチング（5504及び5505に限る。）</u></p> <p>2. <u>整理前の幅が44インチ又は50.5インチのモスリン</u></p> <p><u>ロ 費用の支払見込額の認定</u> <u>輸出契約の締結に際しその採算の基礎となったものと推定される費用の支</u> <u>出見込額は、価格査定会が次の方式により算定した額に基づいて認定する。</u> <u>評価の基礎とすべき時点は当該輸出契約が成立した日とする。</u> <u>評価の基礎とすべき価格は、仲間取引相場の中値（最高値と最低値との</u> <u>算術平均）及び輸出契約で定める船積時期を勘案して通常購入できると認</u> <u>められる生地（さらし又は染色してないもの）の価格とする。</u></p> <p><u>ハ 貨物の充当関係の立証</u> <u>貨物の輸出契約に対する充当関係の立証は、基本的には通常の算定方式に</u> <u>よる場合と同様とするが、保険金の査定に当たり必要とする立証書類は、原</u> <u>則として次のとおりとする。</u></p>	

新	旧	備考
<p>(約款第30条第2項ただし書きに規定する貿易一般保険運用規程に定める範囲内)</p> <p><u>第50条</u> 約款第30条第2項ただし書きに規定する貿易一般保険運用規程に定める範囲内とは、次の各号とする。</p> <p>一 貿易一般保険包括保険(鋼材)特約書又は貿易一般保険包括保険(化学品)特約書に基づく保険契約を締結する輸出契約について、非常事由の不てん補部分を対象として個別保険を締結している場合は、約款第7条第1項に規定する残額に次の割合を乗じて得た額を上限とする。</p>	<p><u>てん補事由が発生したときにおける事故該当貨物の取引形態が売買契約である場合</u></p> <p><u>てん補事由が発生したときまでに被保険者が貨物を引き取っていない場合</u></p> <p><u>当該貨物の購入契約を立証する書類、貨物引取時の在庫を立証する書類及びその後の当該貨物の動きを立証する書類</u></p> <p><u>てん補事由が発生したときまでに被保険者が貨物を引き取っている場合</u></p> <p><u>てん補事由が発生したときの当該貨物の在庫を立証する書類及びその後の当該貨物の動きを立証する書類</u></p> <p><u>てん補事由が発生したときにおける事故該当貨物の取引形態が賃加工契約である場合</u></p> <p><u>てん補事由が発生したときまでに被保険者が加工指図書を発行していない場合</u></p> <p><u>当該貨物の賃加工契約を立証する書類、てん補事由が発生したときの在庫を立証する書類及びその後の当該貨物の動きを立証する書類</u></p> <p><u>てん補事由が発生したときまでに被保険者が加工指図書を発行している場合</u></p> <p><u>当該貨物の賃加工契約を立証する書類、加工指図書及びその後の当該貨物の動きを立証する書類</u></p> <p>(約款第30条第2項ただし書きに規定する貿易一般保険運用規程に定める範囲内)</p> <p><u>第50条の2</u> 約款第30条第2項ただし書きに規定する貿易一般保険運用規程に定める範囲内とは、次の各号とする。</p> <p>一 <u>貿易一般保険包括保険(繊維品)特約書</u>、貿易一般保険包括保険(鋼材)特約書又は貿易一般保険包括保険(化学品)特約書に基づく保険契約を締結する輸出契約について、非常事由の不てん補部分を対象として個別保険を締結している場合は、約款第7条第1項に規定する残額に次の割合を乗じて得た額を上限とする。</p>	

新	旧	備考
<p>イ 約款第3条第1号及び第3号のてん補危険の場合 100分の95 ロ 約款第3条第2号のてん補危険の場合 100分の97.5</p> <p>二 前号に掲げる場合以外にあっては、各保険契約のうち日本貿易保険が支払うべき保険金額が最大となる保険契約による約款第7条のてん補責任額を支払保険金の上限とする。</p> <p>第51条～第53条（略）</p> <p>（部門単位による特約書対象契約の選択等）</p> <p>第54条 第52条の規定による設定及び前条の規定による選択は、特約書の対象とすることを予定している貨物に係る輸出契約等に基づく輸出等の実績額（既に特約書を締結している者に対しては保険価額の年間合計額）が特約書の締結予定日（既に特約書を締結している者に対しては更新日）の17月前からの1年間で100億円以上の特約書締結者に対しては、<u>部門ごとにすることができる。</u></p> <p>第55条～第65条（略）</p> <p>（読替）</p>	<p>イ 約款第3条第1号及び第3号のてん補危険の場合 100分の95 ロ 約款第3条第2号のてん補危険の場合 100分の97.5</p> <p>二 <u>貿易一般保険包括保険（繊維品）特約書に基づく保険契約を締結する輸出契約について、信用事由のてん補部分を対象として約款第3条第1号のてん補危険について個別保険を締結している場合は、約款第7条第1項に規定する残額に100分の80を乗じて得た額を上限とする。</u></p> <p>三 前2号に掲げる場合以外にあっては、各保険契約のうち日本貿易保険が支払うべき保険金額が最大となる保険契約による約款第7条のてん補責任額を支払保険金の上限とする。</p> <p>第51条～第53条（略）</p> <p>（部門単位による特約書対象契約の選択等）</p> <p>第54条 第52条の規定による設定及び前条の規定による選択は、特約書の対象とすることを予定している貨物に係る輸出契約等に基づく輸出等の実績額（既に特約書を締結している者に対しては保険価額の年間合計額）が特約書の締結予定日（既に特約書を締結している者に対しては更新日）の17月前からの1年間で100億円以上の特約書締結者に対しては、<u>次の各号の範囲内で部門ごとにすることができる。</u></p> <p>一 <u>第52条の規定による設定については、部門ごとに設定する金額が二通り以下であること。</u></p> <p>二 <u>前条の規定による選択については、特約書の対象とするものとして選択するものの組合せが二通り以下であること。</u></p> <p>三 <u>第52条の規定により設定する金額と前条の規定により選択するものの組合せとの組合せが二通り以下であること。</u></p> <p>第55条～第65条（略）</p> <p>（読替）</p>	

新	旧	備考
<p>第66条 平成17年3月31日以前に締結した保険契約について、本規程及び以下に掲げる規程を適用するに当たっては、約款の各条項が引用されている部分について、保険契約締結時の約款のそれぞれ該当する条項に読み替えるものとする。</p> <p>一 貿易一般保険（個別）手続細則</p> <p>二 貿易一般保険包括保険（鋼材・化学品）手続細則</p> <p>三 貿易一般保険包括保険（機械設備・鉄道車両・船舶：一般案件）手続細則</p> <p>四 貿易一般保険包括保険（機械設備・鉄道車両・船舶：特定2年未満案件）手続細則</p> <p>五 貿易一般保険包括保険（企業総合）手続細則</p> <p>六 貿易一般保険包括保険（技術提供契約等）手続細則</p> <p>七 知的財産権等のライセンス契約に係る貿易一般保険の取扱い（個別保険）について</p> <p>八 フルターンキー契約における輸出貨物等について生じた損失に係る貿易一般保険の取扱いについて</p> <p>九 支出費用に係る貿易一般保険の取扱いについて</p> <p>十 輸出貿易管理令別表第1の16の項に該当する貨物に係る取扱いについて</p> <p><u>附 則</u></p> <p>1 <u>この改正は、平成21年4月1日から実施する。</u></p> <p>2 <u>貿易一般保険包括保険（繊維品）特約書の定めに従い平成21年3月31日までの期間に締結した輸出契約については、改正前の規程を適用する。</u></p> <p>別表第1～別表第2（略） 別紙様式第1～別紙様式第5（略）</p>	<p>第66条 平成17年3月31日以前に締結した保険契約について、本規程及び以下に掲げる規程を適用するに当たっては、約款の各条項が引用されている部分について、保険契約締結時の約款のそれぞれ該当する条項に読み替えるものとする。</p> <p>一 貿易一般保険（個別）手続細則</p> <p>二 <u>貿易一般保険包括保険（繊維品）手続細則</u></p> <p>三 貿易一般保険包括保険（鋼材・化学品）手続細則</p> <p>四 貿易一般保険包括保険（機械設備・鉄道車両・船舶：一般案件）手続細則</p> <p>五 貿易一般保険包括保険（機械設備・鉄道車両・船舶：特定2年未満案件）手続細則</p> <p>六 貿易一般保険包括保険（企業総合）手続細則</p> <p>七 貿易一般保険包括保険（技術提供契約等）手続細則</p> <p>八 知的財産権等のライセンス契約に係る貿易一般保険の取扱い（個別保険）について</p> <p>九 フルターンキー契約における輸出貨物等について生じた損失に係る貿易一般保険の取扱いについて</p> <p>十 支出費用に係る貿易一般保険の取扱いについて</p> <p>十一 輸出貿易管理令別表第1の16の項に該当する貨物に係る取扱いについて</p> <p>別表第1～別表第2（略） 別紙様式第1～別紙様式第5（略）</p>	